

包 括 便 い

【第25号】

発行：羅臼町地域包括支援センター

住所：羅臼町栄町（役場1階）

（担当：飯島・八幡・斉藤）

電話：87-5880

「成年後見制度」ってどんなことをしてくれるの？

成年後見制度は認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人のお金の管理や日常生活でのさまざまな契約などを支援することを目的とした制度です。

支援を受けられるのは、次のようなことです。

大切な物を守ります （財産管理）

本人の預貯金の管理や不動産の管理、保存、処分、権利証や通帳の保管など財産に関することについての行為



生活をサポートします （身上監護）

介護、福祉サービスの利用手続きや費用の支払い、医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払い等の契約行為

～誰が支援してくれるの？～

支援してくれる人のことを「後見人等」といいます。後見人等は本人の事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも弁護士、司法書士などの専門家だけでなく法人も後見人等になります。後見人等には利用する人の判断能力の程度に応じて「成年後見人」「補佐人」「補助人」の3つに分けられます。

た と え は

認知症の85歳Aさんは、ひとり暮らし。近くに身内はいません。なんとかひとりで暮らしていましたが、認知症が進んだため、自宅で暮らすことが難しくなってきました。施設入所も考えましたが、本人自身では入所の手続きができません。

日中留守番している母が訪問販売で良く分からないうちに着物や布団を買わされてしまう。今日も新しい請求書が……。



後見人等が代理人として施設入所の契約を行ったり、高額な布団や着物を購入しても、取り消すことができます。

地域包括支援センターでは高齢者の権利擁護の相談にも対応しています！
成年後見制度の概要や申請について等不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

